

景観まちづくりの手引き

～市民の皆様が取り組む良好なまちなみづくり～

西条市は平成30年3月に西条市景観計画を策定し、平成30年10月より運用を開始します。景観計画とは、良好な景観形成について基本理念や、景観形成方針を定め、行政、事業者、市民がそれぞれの役割を担うことで推進することを定めたものです。

そのなかには「行為の制限」として、規制によって一定規模以上の建築物のデザインや色彩を誘導する仕組みがありますが、市内の建築物の大半を占める一般的な住宅についてはあくまで、市民の皆様の自主的な取り組みにより、良好なまちなみづくりを推進していただけることを期待しております。

そこで、市民一人ひとりの取り組みの指針となるよう、この手引きを作成しました。住宅の建築等をご検討いただく際には、良好なまちなみ形成という視点を加えていただければ幸いです。

良好なまちなみづくりのポイント



ポイント1

建物の高さや配置の工夫

建物の高さや形状を揃えたまちなみづくりをしましょう

ポイント2

建物の色彩やデザインの工夫

周囲に配慮した落ち着いた色彩でまちなみづくりをしましょう

ポイント3

建物の生垣や塀の工夫

生垣や低い塀で開放的なまちなみづくりをしましょう

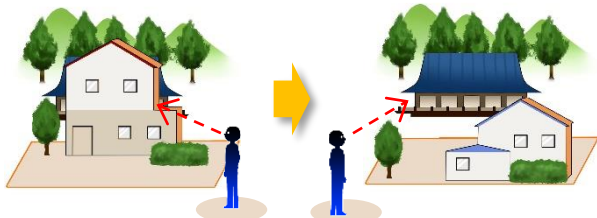
ポイント4

建物の設備の工夫

設備や工作物も配慮したまちなみづくりをしましょう

建物の高さや配置の工夫

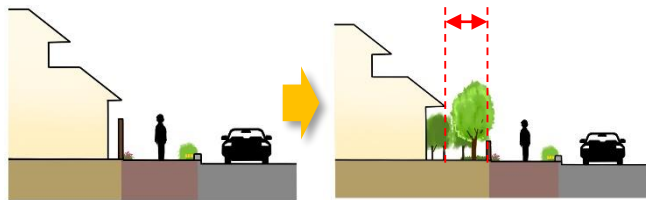
高さや配置



道路等からの主要な視点場

近くに神社やお寺等の景観資源がある場合、道路等の主要な視点場からの見通しを妨げることのないように敷地内の建物の配置を工夫することで、地域の歴史・文化を尊重したまちなみづくりにつながります。

セットバック

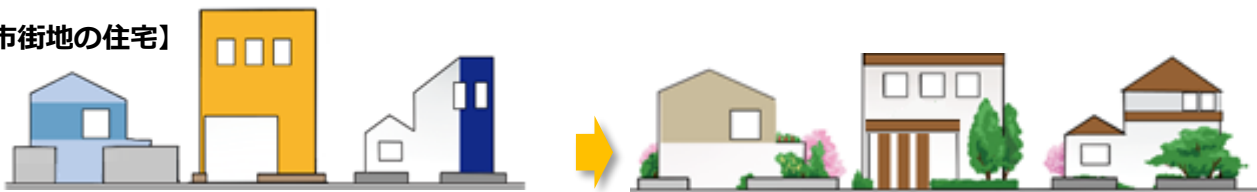


敷地前面にオープンスペースを確保し、緑化した事例

前面道路ギリギリにまで建物の壁面がせりだすと、通りへ圧迫感を与えます。壁面後退を行うことで、開放的な歩行者空間や緑化スペースが生まれ、良好なまちなみづくりにつながります。

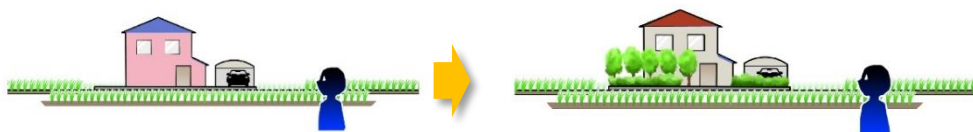
建物の色彩やデザインの工夫

【市街地の住宅】



密集した住宅地においては、両隣の家比べて突出しないよう、屋根、軒先の高さ、塀の意匠等を調和させます。一件ずつの小さな配慮が、長い期間を経て良好なまちなみを育てます。

【田園地域の住宅】



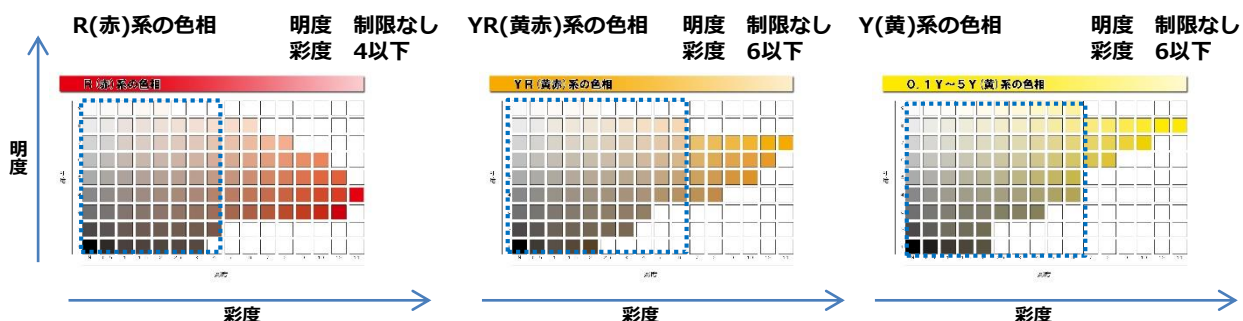
田園地域の住宅においては、前面道路のほかに周辺の幹線道路等からの見え方も意識し、建物の色彩への配慮や緑化、自然素材を用いた塀等により、周辺環境から住宅が浮き上がることを防ぎます。



緑豊かなやまなみや田園風景と一体となった住宅地では、高さや形状、色彩において突出した建物は離れた位置からの眺望に大きな影響を与えます。周囲との調和を意識しましょう。

外壁の色彩は中間色、概ね以下の範囲とすると、落ち着いたまちなみが形成できます。

推奨する色彩の範囲

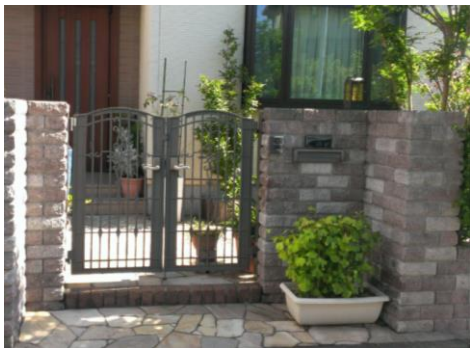


建物の生垣や塀の工夫

生垣や塀の工夫



見通しの良い生垣は、緑豊かな景観形成につながるだけでなく、防犯上も有効です。



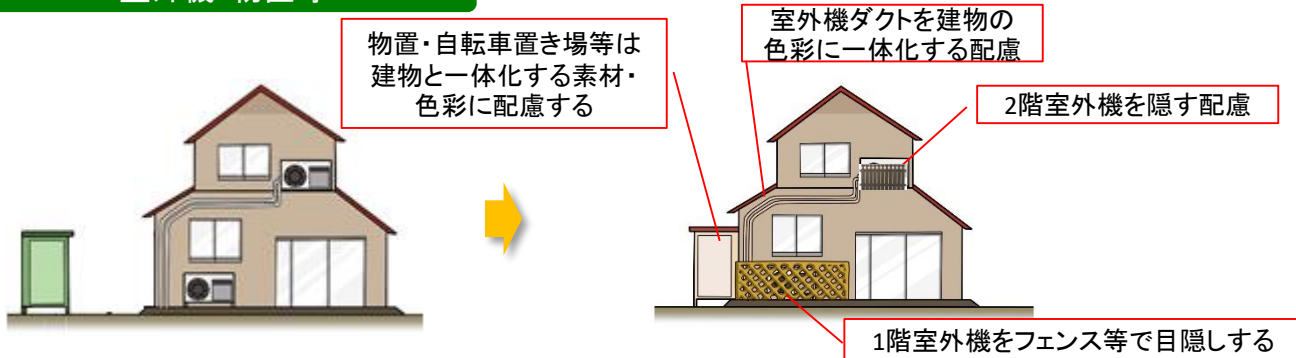
開放的な門扉は、玄関周りの閉鎖感を軽減し、道路空間に広がりを与えます。



生垣に限らず、木製フェンス等の自然素材の活用は効果的です。また、格子塀等の伝統的な意匠が地域の特色となっている場合もあります。

建物の設備の工夫

室外機・物置等



エアコンの室外機をはじめとした建築設備には、通りから見て目立たないよう配置の工夫や目隠しを行います。物置や自転車置き場などは、建物本体や外構と一体的に配置したり、素材・色彩を建物本体になじませます。

一軒ずつの住宅がまとまりのあるたたずまいを意識することで、良質なまちなみ景観が形成されます。

西条市景観計画

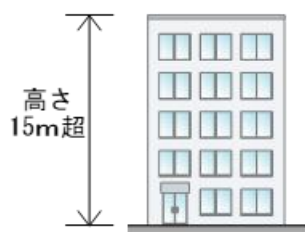
西条市景観計画の運用開始に伴い、以下のように届出制度が始まります。景観形成について影響の大きい一定規模以上の建築物等については、景観形成基準に基づく配慮を促します。

■届出の対象行為（景観法第16条第1項）

届出の対象となる行為の種類		対象となる規模等	
建築物	新築、増築、改築、移転（参考図1）	高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該行為に係る見付け面積が過半を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築、移転	プラント等（参考図2）	高さ15m又は築造面積500㎡を超えるもの
		鉄塔等（参考図3）	高さ15mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該行為に係る見付け面積の合計が15㎡を超えるもの	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積3,000㎡以上	

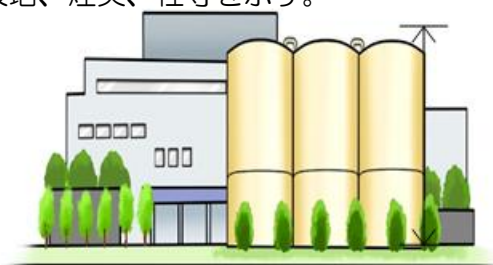
※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示す。

※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。



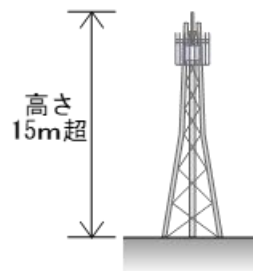
又は建築面積 1,000㎡超

【参考図1】



高さ 15m又は築造面積 500㎡超

【参考図2】



高さ 15m超

【参考図3】

■景観形成基準

一部抜粋につき、詳しくは西条市HPか下記問い合わせ先にご連絡ください

①共通事項

○該当する地域の景観形成方針を尊重し、周辺景観と調和した景観形成に努める。

対象物	基準項目	景観形成基準
建築物 工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 長大な壁面は、圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。 屋上工作物や建築設備等は露出して設置することを極力避け、遮蔽物を設けるか、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。
	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる山なみや周囲の田園風景、生活景観、歴史・文化的景観の眺望を妨げないよう工夫する。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和のため、ブロック塀等の無機質な素材は避け、生垣による外構の緑化に努める。また塀等を設置する場合は自然素材の利用に努める。 道路に面する場所は花木等による緑化に努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁は、周囲の景観との調和を意識し、高彩度のコーポレートカラー等を全面に配色することは極力避け、落ち着いた色を基調とする。
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないよう工夫する。 擁壁及び法面は必要最小限の規模にとどめるよう努める。

景観
まちづくりの
手引き

■問い合わせ先：西条市役所 都市計画整備課 都市計画係

電話／ファックス 0897-52-1238 / 0897-52-1260